

南富良野町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程

(目的)

第1条 この委員会は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の12第1項の規定により南富良野町が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に該当するもので別表)又は製造の請負、物件の買入れ及び委託事業の入札参加者の指名を厳正に行なうことを目的とする。

(組織)

第2条 この委員会は、次の職のある者をもつて構成する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長(教育委員会所管事項に限る。)
- (3) 総務課長
- (4) 会計管理者
- (5) 主管課長
- (6) 担当技術者

(参加者の指名)

第3条 建設工事等の競争入札に参加させるべき業者の選考は、指名基準に基づき資格者名簿に登載されているもので当該工事の予定価格に対応する等級のものの中からするものとする。ただし、町財務規則第114条の規定による入札に参加する者の数が3名に達しない場合にあつては、予定価格に対応する等級の直近上位の等級のものを選考することができる。

(指名の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に該当する場合は予定価格に対応する等級の上位の等級のものを選考することができる。

- (1) 特殊な専門技術及び高度な施工技術を要する工事
 - ・地すべり工事、軟弱地盤工事、橋梁工事
- (2) 全体計画の一部である工事
- (3) 短期間で完成を要する工事
- (4) 災害等緊急に施工する必要がある工事
- (5) その他委員会が特に必要と認めた工事

(書記)

第5条 この委員会に書記を置く。

2 書記は次の職にある者をもつて充てる。

- (1) 主務課の主管係長

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

(秘密を守る義務)

第7条 この委員会の委員及び書記は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項は委員会の決するところによるものとする。